

建設弘済会等の概要

名称	所在地	設立時期	職員数	業務の概要
(社)東北建設協会	仙台市	S41.9.1	817 (66)	■国等からの受託事業 ○発注者支援業務 ・積算技術業務 ・技術審査業務 ・工事監督支援業務 ○公物管理補助業務 ・河川巡視支援業務 ・河川許認可審査支援業務 ・ダム・排水機場管理支援業務 ・道路巡回業務 ・道路許認可・適正化業務 ○用地補償総合技術業務 ■防災活動支援 ○防災エキスパートの登録・支援活動の事務局 ○防災訓練等の地域防災への協力 ■環境活動・地域づくり活動支援 ○河川、道路等の美化・愛護に関する事業への支援 ○一般住民向けのシンポジウム、講演会等の開催 等
(社)関東建設弘済会	さいたま市	S41.6.16	503 (100)	
(社)北陸建設弘済会	新潟市	S42.4.1	448 (52)	
(社)中部建設協会	名古屋市	S41.9.1	630 (99)	
(社)近畿建設協会	大阪市	S38.7.10	584 (70)	
(社)中国建設弘済会	広島市	S42.5.1	518 (51)	
(社)四国建設弘済会	高松市	S43.9.6	327 (44)	
(社)九州建設弘済会	福岡市	S40.2.17	428 (49)	
(社)九州地方計画協会	福岡市	S53.4.24	103 (17)	
計			4,358 (548)	

※職員数は平成22年4月1日現在における人数である(下段()書きは国交省OB数)。

発注者支援業務等の業務内容

発注者支援業務

業務の概要 河川・道路等の工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務。

業務分野	業務内容
積算技術業務	工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データ等の作成
技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成
工事監督支援業務	請負工事の履行に必要となる資料作成や施工状況の照合及び確認、工事検査等への臨場、設計図書と工事現場の照合等



(工事監督支援業務:根固めブロックの材料確認)

公物管理補助業務

業務の概要 河川・道路等の施設管理に関わる補助業務。

業務分野	業務内容
河川巡視支援業務	河川構造物の点検、不法行為の指導
河川許認可審査支援業務	河川の各種占用申請等の審査・指導等
ダム・排水機場管理支援業務	ダム等の機器点検、洪水時、緊急時等のゲート操作補助等
道路巡回業務	道路構造物の点検・確認、不正使用・不法占用点検等
道路許認可・適正化業務	道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請等の審査・指導等



(道路巡回業務:不法占用物件等の把握・指導)

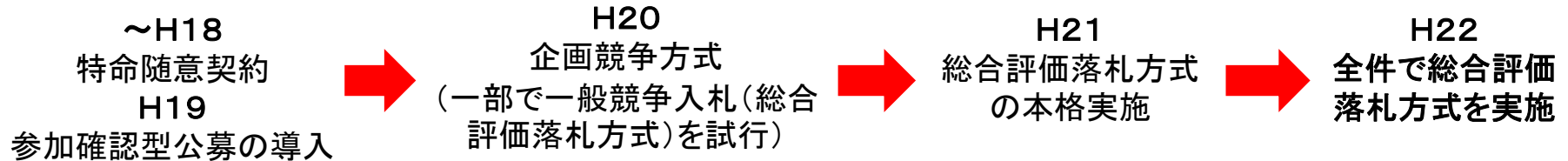
用地補償総合技術業務

業務の概要 事業用地内の権利者等に対して用地交渉を行い、土地の提供について理解を得る業務。

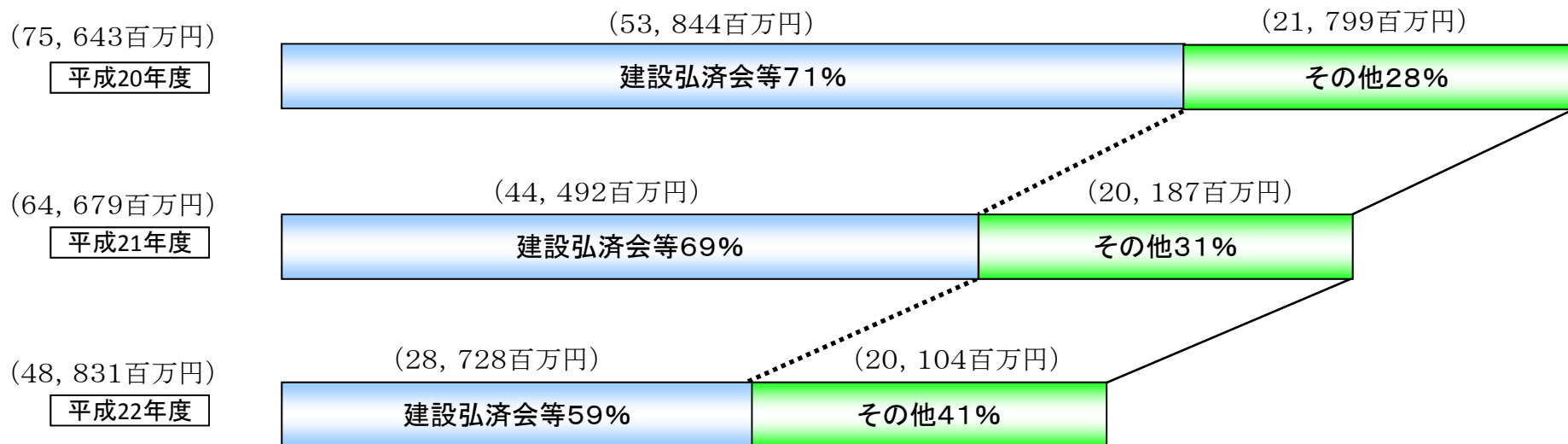
業務分野	業務内容
用地補償総合技術業務	公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等

発注者支援業務等の受注実績推移

1. 入札契約方式の見直しの推移



2. 発注者支援業務等における建設弘済会等の受注実績



(注1) 平成22年度のデータは、平成22年4月1日までに契約が行われたものである。

(注2) 発注者支援業務等とは、発注者支援業務・公物管理補助業務・用地補償総合技術業務である。

建設弘済会等の保有資産

名 称	特定資産	土地・建物等の固定資産	内部留保額
(社)東北建設協会	24.4 億円	30.9 億円	23.9 億円 (28.7%)
(社)関東建設弘済会	56.4 億円	8.9 億円	29.8 億円 (36.5%)
(社)北陸建設弘済会	42.4 億円	17.6 億円	17.6 億円 (35.7%)
(社)中部建設協会	35.3 億円	25.1 億円	17.7 億円 (22.2%)
(社)近畿建設協会	12.8 億円	17.0 億円	15.1 億円 (27.8%)
(社)中国建設弘済会	29.5 億円	23.4 億円	17.6 億円 (29.9%)
(社)四国建設弘済会	23.8 億円	19.7 億円	11.7 億円 (29.1%)
(社)九州建設弘済会	32.9 億円	12.9 億円	15.5 億円 (32.0%)
(社)九州地方計画協会	10.2 億円	0.2 億円	3.1 億円 (28.0%)
計	267.7 億円	155.6 億円	151.9 億円

(参考)

道路関係業務改革 本部報告書を踏まえ た寄附予定額	(うち、国への寄附 額)
3.8 億円	2.0 億円
14.2 億円	7.2 億円
8.2 億円	4.2 億円
—	—
3.0 億円	1.5 億円
—	—
4.5 億円	2.3 億円
3.6 億円	1.9 億円
1.4 億円	0.7 億円
38.6 億円	19.7 億円

- ※ 1. 法人の資産は各法人における平成21年度決算の金額であり、内部留保額()は内部留保率は平成21年度決算額を基に算出したものである。
 2. 特定資産とは、特定の目的のために有している預金、有価証券等である。
 3. 内部留保額は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月閣議決定)」に基づき算出した額である。
 4. (参考)の寄附予定額については、「道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書(平成20年4月)」に基づき国土交通省からの要請を踏まえ、各法人が決定した金額である。